



平成 27 年 3 月 31 日

各 位

東京都千代田区内神田二丁目 12 番 5 号

株式会社ビーマップ

代表取締役社長 杉野 文則

(東証 JASDAQ : 4316)

問合せ先：取締役経営管理部長 大谷 英也

(電話 03-5297-2181)

### 「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 31 日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

これは、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) 及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 27 年法務省令第 6 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されることを踏まえ改定するものであります。

記

<以下本文>

### 内部統制システムの整備に関する基本方針

平成 18 年 5 月 15 日 制定

(中略)

平成 27 年 3 月 31 日 改訂

株式会社ビーマップ 取締役会

会社法第 362 条第 4 項第 6 号ならびに会社法施行規則第 100 条により、以下のとおり、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（以下「内部統制システム」）の整備に関する基本方針を定めるものといたします。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### (1) コーポレートガバナンス

- ①定款及び取締役会規程に基づき開催される取締役会において、適宜、業務執行に関する状況の確認、情報の共有を行い、問題点を発見した場合は、速やかにこれらの会議において対策を講じ実行する。
- ②職務執行にあたっては、取締役相互で監視しあうほか、監査役会による監査を受ける。
- ③社外取締役は、客観的な視点により経営のアドバイスとチェックを行う。
- ④社内において法令または定款等に違反する行為が行われ、または行われようとしていることに気が付いたときは、社内通報制度により監査役に通報するものとし、監査役は代表取締役社長（告発の対象が代表取締役社長である場合は、予め取締役会で定められた取締役。以下同。）に内容を通知する。そして、直ちに危機管理規程に基づく緊急対策本部を設置して問題解決にあたり、通報者に対して匿名性を保証し不利益が無いことを保証する。
- ⑤反社会的勢力による不当要求に対しては、倫理行動基準、販売管理規程等の規程に従い、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備する。

## (2) コンプライアンス

- ①当社の進むべき方向性を指し示す経営理念、倫理行動基準を定め、これに則った事業運営を行う。
- ②取締役は、当社における内部統制システムの構築とその実践に取り組む。
- ③当社のすべての役職員が、倫理行動基準に則り行動するよう、整備及び運用を行う。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

### (1) 情報の保存・管理

当社は、職務遂行上必要とする以下の文書、文書管理規程に定める機密文書、その他重要情報に関しては、定款、取締役会規程その他の社内規程に基づき、適切に保存及び管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

- ① 株主総会議事録と関連資料
- ② 取締役会議事録と関連資料
- ③ 経営会議議事録と関連資料
- ④ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

### (2) 情報の閲覧

社内の重要情報や顧客情報に関しては、文書管理規程に基づき取扱い、閲覧、保存、管理及び廃棄を行う。

### (3) 上記の他、情報システム基本規程・個人情報保護マネジメントシステム等に基づき、適切な情報管理を行う。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 平時においては、会議規程等の社内規程に基づき毎週開催する経営会議において、環境、事業の進捗と収益性、予実対比、リスク等に関する情報を共有し、問題点を発見した場合は、速やかに同会議において対策を講じる。
- (2) 緊急時においては、危機管理規程に基づき、代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部が統括して危機管理にあたるとともに、対応内容等について隨時経営会議に報告する。
- (3) 上記の他、リスク管理規程に基づき、四半期毎に一回以上リスク管理委員会を開催し、内外の状況に応じたリスク分析・対応策の検討を行い、所定の決裁機関に報告する。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

### (1) 会議体の少数設置と充実化

#### ①取締役会の開催の柔軟性

取締役、監査役が出席する取締役会を毎月一回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に発することを基準とする。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。なお、書面決議の採用により、機動的な会議運用と意思決定の迅速化を図る。

#### ②経営会議による情報共有・効率化

取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤取締役、各部門責任者である使用人、最低一名以上の監査役が出席する経営会議を原則として毎週一回開催し、業務執行に関する基本的事項に係わる意思決定を迅速に行う。取締役は、経営会議その他の機会を活用して積極的に意見交換し、企業の実情を把握する。

### (2) 職務権限・責任の明確化

業務の運営においては、取締役会規程、職務分掌規程、職務権限規程・表などの社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適性かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。

## 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

### (1) コーポレートガバナンス

- ①当社のすべての役職員は、ビーマップ経営理念及び倫理行動基準に則り行動するものとする。
- ②経営会議において、適宜、業務執行に関する状況の確認、情報の共有を行い、問題点を発見し

た場合は、速やかに同会議において対策を講じ実行する。

(2) コンプライアンス

社内において法令または定款等に違反する行為が行われ、または行われようとしていることに気が付いたときは、社内通報制度規程に定める社内通報制度により監査役に通報するものとする。監査役はその真偽を確認したうえで代表取締役社長に内容を通知し、直ちに代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置して問題解決にあたる。また、通報者に対して匿名性を確保し不利益が無いことを保証する。

6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、子会社、関連会社に該当するものは存在しないが、将来においてグループ会社を設置する場合には、子会社管理規程を整備し、当社と同等の管理、規程・コンプライアンス基準の整備、管理、事業内容の定期的な報告と協議を行う。また会計基準についても、特定の理由がある場合を除いて、原則的に当社の会計基準に従う。

子会社の業務執行者による当社への報告体制、子会社の損失のリスク管理体制、子会社の業務執行の効率性を確保するための体制並びに子会社の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についても、将来子会社を設ける場合には、子会社管理規程を整備して定める。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役及び監査役が意見交換を行った上で必要な組織改訂・人事異動を行う。

8. 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の職務の補助を担当する使用人が、当該補助業務を行う場合は、監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの指揮命令を受けないものとする。また、業務遂行にあたっては監査上必要な情報を全てを収集できるものとする。
- (2) 監査役の職務の補助を担当する使用人に関する人事考課及び人事異動については、監査役の同意を得なくてはならない。

9. 監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は必要な支援を行う。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令または定款に違反する行為が行われ又は行われようとしていることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- (2) 監査役から要求があった場合は、取締役または使用人は、業務の執行に関し報告を行わなければならない。
- (3) 現在子会社に該当する組織は無いが、将来子会社を設ける場合には、子会社管理規程を整備し、子会社の業務執行者に当社の監査役に対して上記と同等の報告を求める。

11. 前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して第10項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取り扱いを受けないものとする。また、会社の人事考課にあたり、監査役は第7項乃至第10項の業務又は報告を行った使用人に関し、評価上の意見を述べることができる。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定

の手続きにより会社が負担する。

### 13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長、その他の取締役、会計監査人、顧問弁護士などと定期的に情報交換に努め、連携して当社及び企業集団内の監査の実効性を確保するものとする。
- (2) 当社の都合の場合の他、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合又は公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会はその事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議事案とすることを審議・決定する。

(※本項の変更のみ平成27年5月1日付とする。)

### 14. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととする。詳細は、「財務報告に係る内部統制構築の基本方針」において定める。

以上